

公益財団法人日本看護科学学会 研究助成規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本看護科学学会（以下、「本会」という。）は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的としている。看護実践の高度化・複雑化が加速する中、この目的を達するためには看護実践の科学的根拠を創出する看護学研究のさらなる質的向上が急務である。本規程は、定款第3条の事業内容に基づき、挑戦的・戦略的な看護学研究活動の推進をもって、看護学の発展、大学院生やポストドクターの育成及び支援に資することを目的とする。これを達成するための助成金を支給するに必要な事項について以下のとおり定めるものである。

(助成の種別)

第2条 助成制度の名称は、「日本看護科学学会研究助成」とし、次の各号の助成の種別を置く。

(1) 挑戦的課題研究助成

(2) 指定課題研究助成

(助成対象)

第3条 挑戦的課題研究助成は、正会員であって研究開始年度の年会費を納め、大学院生又はポストドクターとして大学院等の在籍証明を有する者とする。さらに、以下の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 研究課題は看護科学の発展に貢献する挑戦的な学術研究であること

(2) 同じ研究課題で他の助成金を申請又は獲得していないこと

(3) 当該研究の研究代表者であること

(4) 当該研究助成の採択実績がないこと

(5) 日本国内在住の者

2 指定課題研究助成は、大学院生及びポストドクターを除く正会員であって申請時点で年会費を3年以上納めている者とする。さらに、以下の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 本会が指定した特定の研究課題による研究であること

(2) 同じ研究課題で他の助成金を申請又は獲得していないこと

(3) 当該研究の研究代表者であること

(4) 当該研究助成の採択実績がないこと

(5) 日本国内在住の者

(助成金額)

第4条 年間の助成金額は、本会の当該年度の予算に従い決定し、原則として特定費用準備資金を使用するものとする。

2 挑戦的課題研究助成の助成金額は、原則として1件あたり上限を50万円とする。

3 指定課題研究助成の助成額は、原則として1件当たり上限を100万円とする。

4 特定費用準備資金としての研究助成資金については別に定める。

（助成金支給の期間）

第5条 支給を受けた助成金の執行期間は、原則として助成決定通知の日から起算して1年間とする。

（助成金支給の申請と決定）

第6条 本会は毎年1回研究助成を公募し、助成を受けようとする者は、別に定める申請書を本会の理事長に提出しなければならない。

2 選考は、定款施行細則第17条に基づき「若手国際化・研究助成委員会」が行い、理事会の承認を得て決定するものとする。

3 研究助成の選考については、別に定める。

（助成金の交付）

第7条 前条に基づいて決定された助成金を受ける者（以下、「受給者」という。）への助成金の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

（研究計画の変更）

第8条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて理事長に申請し、承認を得なければならない。

- （1）助成金支給の対象となった研究内容を中止又は延期しようとするとき
- （2）助成金支給の対象となった研究内容が予定の期間内に終了しないとき
- （3）その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

（受給者の義務）

第9条 受給者は、研究実施に当たり以下の各号に示す義務のすべてを果たさなければならない。

- （1）助成金支給の対象となった研究の遂行
- （2）助成金の適正な管理、使途に関する記録（計算書類等）及び領収証等の証拠書類の提出
- （3）助成期間終了後2か月以内に成果を記載した研究報告書の提出
- （4）法令、本会の諸規程及び研究倫理の順守

2 研究報告書の提出の日から起算して、原則2年以内に開催される本会学術集会の研究助成セッションにて、研究助成で得られた成果について口演で発表しなければならない。ただし、研究成果の公表に当たっては、本助成を受けたことを表示しなければならない。

3 研究助成セッションの発表は全員日本看護科学学会の正会員でなければならない。

（研究の完了報告書の提出）

第10条 受給者は理事長に研究報告書を提出することとし、もって、助成金支給の対象となった研究の完了とする。

（助成の取り消し）

第11条 理事長は、受給者が第9条の義務を果たせないと認めたとき、助成金支給の決定を取り消す

ことができる。

2 取り消し決定の処分を行った場合には、理事会へ報告する。

3 第1項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して30日以内にその金額を返還しなければならない。

(改正)

第12条 この規程の改正は、理事会の決議によりこれを決定する。

(その他)

第13条 この規程にあるもののほか、この助成制度の実施に関し必要な事項は別に理事長が定める。

附則

1 この規程は、2022年6月30日からより施行する。

2 この規程は、2025年6月21日から施行する。